

令和6年度報酬改定の主な内容 (基準改定・減算)

新潟市福祉部福祉監査課

1

これより令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導を開始します。

まず初めに、今回の集団指導のテーマを説明します。

令和6年度に国の報酬改定が行われ、各種基準や報酬算定にかかる様々な事項に変更が加えられました。

このことから、今回の集団指導は令和6年度報酬改定の主な変更内容に着目し、大きな基準改定や減算にかかる部分をまとめた内容を福祉監査課から、主に報酬等を中心に、問い合わせが多い事項や注意事項をまとめた内容を障がい福祉課から、それぞれ解説します。

この動画では、各種基準や減算の改定・追加事項について解説します。

はじめに①

○重要なポイント

- ・今回は令和6年度の報酬改定で特に影響が大きいと思われるものをピックアップした。これ以外の内容も多くあるので各自で確認を。
- ・運営基準や加算算定要件を満たしていることを証明するため、必ず記録を残すこと。

例：「〇〇会議を開催」⇒「会議記録の作成」

「〇〇を〇〇名以上配置」⇒「勤怠管理記録の作成」

2

各項目についての解説を始める前に、本集団指導の前提となる事項をお伝えします。

本動画にて解説する内容については、令和6年度の報酬改定で特に影響が大きいと思われるものをピックアップしています。

各サービスに横断的な事項から個別のものまで分かれているので自身の事業所が提供するサービスに当てはまる事項について確認してください。

今回取り上げるもの以外にも改定事項は多くありますので、各自で確認をお願いします。

また、運営基準や報酬請求の算定要件を満たしていることを証明するため、明文中必須とされているか否かに関わらず、記録を必ず残してください。

「記録が無いものは実施していない」と見なされる可能性があります。

例として、会議の開催が必須であれば会議録を作成する、人員配置で何名以上の配置が必要とのことであれば、その職員の勤怠管理記録を作成するなどが必要となります。

十分注意してください。

はじめに②

○重要なポイント

- ・「教えて貰っていないので分からない」は通用しない。
不明な点は必ず自身で調べて確認・解決すること。

前年度の集団指導でもお伝えしていますが、「教えて貰っていないので分からない」は通用しません。
不明な点がある場合は市に確認するなどして、疑問点を解決した上で運営してください。
算定要件が不明なままで報酬請求を行うことがないように、十分に注意してください。

1 横断的な改定事項

4

まずは、多くのサービスに関りがある改定事項を説明します。

1 横断的な改定事項

○サービス等利用計画、個別支援計画について

- ・ 計画作成における担当者会議に利用者本人を参加させ、本人の意向を確認すること。

※利用者が参加できない場合とは？（QAVol.1 問80）

例：「病状悪化で面会謝絶状態の場合」

「参加により、本人の状態悪化が見込まれる場合」等

- ・ 事業所のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は、作成した個別支援計画を相談支援事業者にも交付すること。

5

資料5 ページをご覧ください。まずは、サービス等利用計画及び個別支援計画についてです。

計画作成のプロセスの一環である「各担当者を招集して行うサービス担当者会議」について、利用者本人が会議に参加することが必要となりました。会議に利用者本人が参加したことが分かるよう、会議録に参加者を明記してください。

なお、国のQAでは、「本人の病状悪化で面会謝絶状態にある」、「本人の参加により病状悪化が見込まれる」など、限定的な場合に限り参加不要となっています。本人が不参加の場合は、その理由を会議録に明記してください。

特別な事情がないにもかかわらず本人が会議不参加となっていた場合、個別支援計画未作成減算の対象となる場合がありますので、注意してください。

また、事業所のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画を相談支援事業者に交付することも義務付けられました。相談支援事業所に個別支援計画を交付した日付の記録も確実に残してください。

相談支援事業所においても、各事業所から個別支援計画が届いているかどうか、適宜確認をお願いします。

1 横断的な改定事項

○サービス提供体制について

- ・ 本人の意向を踏まえたサービスを提供すること。

6

次にサービス提供体制についてです。
本人の意思に反した異性介助がなされないよう、
事業所のサービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると
ともに、
本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めてください。

1 横断的な改定事項

○感染症対応について

- ・ 下記3点が義務化されたので注意。
 - ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - ②感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - ③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

7

感染症対応についてです。

感染症のうち、令和3年度に努力義務となっていた「委員会」「指針」「研修及び訓練」の3つの事項が、令和6年度から義務化されました。

今のところ減算措置等はありませんが、各自必ず対応をお願いします。

1 横断的な改定事項

○虐待防止措置未実施減算について

- ・虐待防止委員会の定期的な開催
- ・虐待防止のための研修の定期的な実施
- ・上記措置を適切に実施するための担当者設置

※上記のいずれかを実施していない場合、所定単位数の1%を減算。

8

虐待防止措置未実施減算についてです。

虐待防止措置は、「虐待防止委員会を1年に1回以上定期的に開催すること」「虐待防止のための研修を1年に1回以上定期的に開催すること」「虐待防止措置実施のための担当者を設置すること」の3点への対応が必要です。

これらの対応を行っていない場合は減算が適用されますので、注意してください。

1 横断的な改定事項

○身体拘束廃止未実施減算について

- ・ 身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
- ・ （身体拘束を実際に行っている場合）身体拘束等に係る記録を実施

※上記のいずれかを実施していない場合、施設・居住系は所定単位数の10%を、訪問・通所系は1%を減算。

9

身体拘束廃止未実施減算についてです。

この減算については以前から適用されていましたが、この度の報酬改定により減算額が大幅に引き上げられました。

今一度内容の振り返りをお願いします。

まず、身体拘束を行っていない場合でも、「身体拘束適正化検討委員会を1年に1回以上定期的に開催すること」「身体拘束等の適正化のための指針を整備すること」「身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上定期的に開催すること」の3点への対応が必要です。

さらに、実際に身体拘束を実施している場合は、拘束対象者の「態様」「時間」「心身の状況」「緊急やむを得ない理由」の記録が必要です。

「緊急やむを得ない理由」については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。

「緊急やむを得ない理由」の3要件の確認及び記録は、運営指導で確認した際に実施できていないことが多かった項目ですので、特に注意してください。

1 横断的な改定事項

○情報公表未報告減算について

- ・ WAM（福祉医療機構）の障害福祉サービス等情報公表システム上で、事業所の情報を公表。

※令和6年4月1日以降、未報告の時点に遡って減算対象なので注意。

※情報公表システムへのログインは下記URLより。

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

情報公表未報告減算についてです。

WAM（福祉医療機構）の障害福祉サービス等情報公表システム上で、事業所情報が「未報告」となっている場合、減算が適用されます。

注意が必要なのは、報酬改定後の令和6年4月1日以降は、未報告の時点に遡って減算が適用となる点です。

例えば、令和6年11月に状況確認を行った結果、実は令和6年4月以前から未報告であったことが判明した場合、減算適用開始となる令和6年4月分の報酬から減算適用対象となります。

なお、国のQAによれば、新規指定時以降1度でも公表していれば、仮に年に1回の情報更新をしていなくとも減算の対象とはなりません。当システムの利用趣旨を踏まえ、公表内容の更新・変更があれば適切に対応してください。

1 横断的な改定事項

○業務継続計画未策定減算について①

- ・「感染症に係る業務継続計画」
「災害に係る業務継続計画」
の2点を策定。

※上記のいずれか又は両方を策定していない場合、減算適用。

11

業務継続計画未策定減算についてです。

令和3年度に努力義務となっていた、BCPとも呼ばれる「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」の2点の策定が、令和6年度から義務化されました。

これらの計画のいずれか、又は両方の計画が未策定の場合、減算の対象となります。

1 横断的な改定事項

○業務継続計画未策定減算について②

※「感染症の予防及びまん延防止のための指針」、「非常災害に関する具体的計画」の両方が策定されている場合の減算適用無しは、令和6年度まで。

※訪問系、相談系、自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援等の「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないサービスに関しては、令和7年度から減算適用開始。

12

業務継続計画未策定減算の注意点です。

感染症と災害の業務継続計画が令和6年4月1日以降未策定であったとしても、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方が策定されている場合は、令和6年度中の減算適用はありません。ただし、令和7年度からはこの措置も無くなりますので、業務継続計画が未策定の場合は、早急に策定してください。

さらに、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められない訪問系、相談系、自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援等のサービスも、当減算適用は令和7年度からとなります。

1 横断的な改定事項

○その他関連事項について

1. 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
2. 管理者について、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
 - ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
 - ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること。

13

その他関連事項についてです。

1つ目として、管理者が兼務できる範囲が、同一敷地内に限らず、同一法人の他の事業所の管理者又は従業者と兼務できることとなりました。

ただし、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できることが条件です。

2つ目として、管理者について、必要な措置を講じた上で、管理上、支障が生じない範囲内において、テレワークによる業務が可能となったものです。

必要な措置としては、上記1と同様です。また、利用者及び従業者と、管理者の間で、適切に連絡が取れる体制を確保する必要があります。

2 各サービス個別の 改定事項

14

続いて、各サービス個別の改定事項を説明します。

2 個別の改定事項

【居宅介護】

○サービス提供責任者の暫定措置廃止

- ・「居宅介護職員初任者課程研修修了者で、かつ3年以上介護等の業務に従事した者」の暫定措置廃止。
- ・上記の者が作成した計画に基づいたサービスを提供した場合の減算措置廃止。

15

居宅介護等訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の暫定措置廃止についてです。

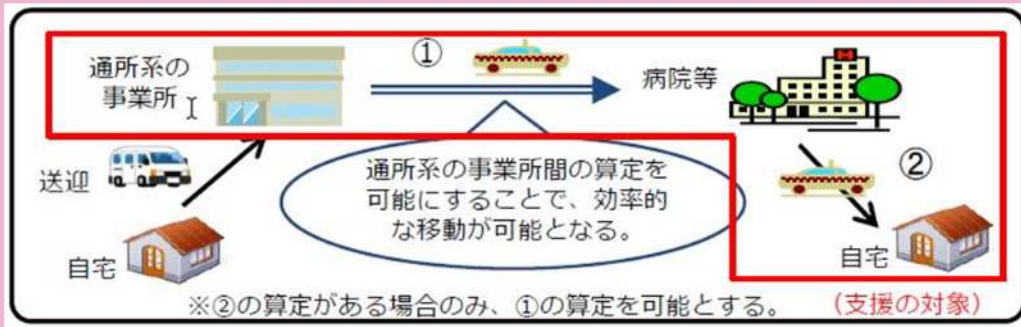
今までの「居宅介護職員初任者課程研修修了者で、かつ3年以上介護等の業務に従事した者をサービス提供責任者とする」との暫定措置について、質の向上を図る観点から廃止されました。

これに併せて、「当暫定措置によるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数を30%減算する」との措置も廃止されました。

2 個別の改定事項

【居宅介護】

○通院等介助の対象要件見直し



※厚生労働省作成「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」資料より抜粋

16

同じく、居宅介護等における通院等介助の対象要件見直しについてです。
厚生労働省の資料から抜粋した図をご覧ください。

利用者の居宅が始点又は終点となる場合は、通所系の障がい福祉サービス事業所や地域活動支援センターから、病院等の目的地への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援対象となりました。

図の場合は、②の自宅への帰宅がある場合に限り、①の事業所から病院への通院も支援対象となっています。

2 個別の改定事項

【施設入所支援・共同生活援助】

○地域連携推進会議の設置①

- ・利用者及びその家族、地域住民の代者、知見を有する者、市町村の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を、概ね年に1回以上開催。
- ・上記会議記録の作成・公表が必要。

17

施設入所支援・共同生活援助における地域連携推進会議の設置についてです。

対象となるサービスの事業所は、新たに「利用者及びその家族」、「地域住民の代表者」、「サービス内容について知見を有する者」、「市町村の担当者」等により構成される地域連携推進会議を、概ね年に1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設けなければなりません。

なお、国のQAでは、「利用者、利用者家族、地域住民代表者」は必ず参画することが望ましいとされており、市町村担当者は可能な範囲での出席が望ましいとされています。

ここでの市町村担当者は、「利用者の支給決定を行う市町村」ではなく、「事業所が所在する市町村」と

また、当会議の記録を作成し、公表する必要がありますので、併せて注意してください。

2 個別の改定事項

【施設入所支援・共同生活援助】

○地域連携推進会議の設置②

- ・ 会議のほか、概ね1年に1回以上、会議構成員が事業所を見学する機会を設ける。

※会議開催や事業所見学は、令和6年度中は努力義務。
令和7年度から義務化。

18

地域連携推進会議の設置の続きです。

先ほどの地域連携推進会議のほか、概ね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならないので、こちらも注意してください。

なお、これらの会議開催や事業所見学の措置は、令和6年度中は努力義務となり、令和7年度から義務化されます。

2 個別の改定事項

【施設入所支援・障害児入所施設】

○補足給付の基準費用額見直し

- ・施設入所者の「食費・光熱水費」にかかる補足給付の基準費用額について「54,000円」→「55,500円」に引き上げ。

19

施設入所支援・障害児入所施設における補足給付の基準費用額見直しについてです。
食費・光熱水費等の「食費等基準費用額」が54,000円から55,500円に引き上げられました。
これにより食費・光熱水費の利用者負担額が変更となる場合は、その内容及び費用について説明を行い、同意を得てください。

2 個別の改定事項

【施設入所支援】

○地域移行の取組推進

- ・ 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者選任。
- ・ 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアル（指針）を作成。

※令和6～7年度努力義務。令和8年度から義務化（減算あり）。

20

施設入所支援における地域移行の取組推進についてです。

全ての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービスを利用することができるよう、「担当者選任」及び「マニュアル作成」の措置を行う必要があります。

これらについては令和6年度から7年度は努力義務、令和8年度から義務化されます。

令和8年度からは、義務化に伴い、措置未実施の場合の減算も新たに適用されますので、早めの対応をお願いします。

2 個別の改定事項

【就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型】

○施設外支援の個別支援計画見直し期間の変更

- ・ 個別支援計画の見直し期間について、
「1週間ごと」→「1か月ごと」に変更。

21

続いて、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型における施設外支援についてです。

企業内等で行われる企業実習等への支援である「施設外支援」については、実施のための要件がいくつかありますが、その中の1つに個別支援計画内容の定期的な見直しがあります。

報酬改定前は「1週間ごと」に見直しが必要でしたが、改定後は「1か月ごと」の見直しとなり、見直し期間が伸びました。

2 個別の改定事項

【就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型】

○施設外就労実績報告書の提出義務廃止

- ・施設外就労実施報告書について、行政（新潟市の場合は障がい福祉課）への提出義務が廃止。

※記録の作成及び保存は引き続き義務。

22

同じく就労系事業所の施設外就労についてです。

「企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援」である「施設外就労」についても、施設外支援同様にいくつかの要件がありますが、その中の1つに施設外就労実績記録の作成があります。

報酬改定前は記録の作成・保存に加えて行政への報告書提出が必要でしたが、改定後は行政への報告書提出は不要となりました。

ただし、報告が不要となっただけであり、「記録の作成及び保存」は引き続き義務となっていますので、注意してください。

2 個別の改定事項

【就労移行支援】

○就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- ・ 就労移行支援事業所を実施可能な利用定員規模について、
「20人以上」→「10人以上」に変更。

23

就労移行支援事業所の利用定員規模の見直しとなります。
今まで就労移行支援事業所の実施にあたり、20人以上の利用定員規模が必要でしたが、見直しにより、10人以上からでも実施可能となりました。

2 個別の改定事項

【就労移行支援・就労定着支援】

○基礎的研修開始に伴う対応

- ・就労支援員および就労定着支援員の人員基準について、従来の基準に加え、令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修を受講していることが必須となった。

※令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、就労支援員が基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

基礎的研修開始に伴う対応についてです。

就労移行支援事業所の就労支援員および就労定着支援事業所の就労定着支援員の人員基準について、従来の基準に加え、令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修を受講していることが必須となりました。

ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、就労支援員が基礎的研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとなります。

2 個別の改定事項

【就労継続支援B型】

○短時間利用減算について

- ・ 就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）が対象。
- ・ 直近3か月の事業所平均利用時間が4時間未満の利用者の割合が全体の50%以上の場合、減算適用。

※厚労省QAも参照すること。

25

就労継続支援B型における短時間利用減算についてです。

この減算は、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）から（Ⅵ）（平均工賃月額を用いない報酬区分）を取得する事業所のみが対象です。

直近3か月の事業所平均利用時間が4時間未満の利用者の割合が、全体の50%以上となる場合、減算適用となります。
送迎のみを実施する時間は利用時間には含まれません。

この減算については、厚労省がいくつかQAを出しており、遠方の送迎利用者の取扱い等についても記載されています。
福祉監査課ホームページに当該部分を抜粋したQAを掲載しますので、併せて確認してください。

2 個別の改定事項

【就労定着支援】

○支援体制構築未実施減算について

- ・ 要支援者の雇用企業先及び就労支援等の関係機関（以下「関係機関等」）への要支援者情報の共有に係る指針の策定及び責任者選定。
 - ・ 就労定着支援の期間が終了する3月以上前に、要支援者の同意を得て、関係機関等との間で要支援者情報の共有。
 - ・ 関係機関等への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存
- ※上記のいずれかを実施していない場合、所定単位数の10%を減算。

26

就労定着支援における支援体制構築未実施減算です。
サービス終了後も引き続き支援が必要と見込まれる利用者の情報を雇用先等へ適切に引き継ぐために必要な措置を講じる必要があります。
記載のとおり、指針の策定、責任者選定、**情報の共有**、記録の作成及び保存のいずれかを実施していない場合、減算となります。

2 個別の改定事項

【就労定着支援】

○就労移行支援事業所等との一体的な実施

- ・一体的に運営する就労移行支援事業所等に配置される常勤の直接処遇職員は就労定着支援員を兼務することができ、兼務を行う勤務時間について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

本市の取扱い

例) 就労移行支援の就労支援員と就労定着支援の就労定着支援員を常勤で兼務

〔現行〕市への届出は「非常勤・兼務」

〔見直し後〕市への届出は「常勤・兼務」

就労定着支援における、就労移行支援事業所等との一体的な実施についてです。

改定前までは一体的に運営する就労移行支援事業所等の直接処遇職員が就労定着支援員を兼務する場合には、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできませんでしたが、改正後は利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼務を行う勤務時間について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができるようになりました。

本市の取扱いとしては、一体的に運営する就労移行支援事業所の就労支援員と就労定着支援事業所の就労定着支援員が常勤かつ兼務する場合に、改定前までは市への届出は「非常勤・兼務」としていましたが、改正後は「常勤・兼務」とすることができるようになりました。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○概要

- ・ 短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、その結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供等を行うサービス。

28

就労選択支援についてです。

令和4年に障害者総合支援法が改正され、障がい者本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先・働き方の選択を支援する新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されました。報酬改定に併せて、本サービスについても今回の集団指導で触れたいと思います。特に、既存の就労系事業所のみなさまは、本事項をよく確認するようお願いします。

基準を定めた省令は交付されていますが、その解釈は示されていないため、ここでは主に概要について説明します。

厚生労働省から通知等が発出され次第、随時周知してまいります。

就労選択支援とは、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、その結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供等を行うサービスです。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○開始時期

- ・ 令和7年10月

※就労継続支援A型を新たに利用する意向がある方。

就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向がある方。

→令和9年4月より開始

○対象者

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方。
- ・ 現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方。

29

開始時期についてです。

令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に原則として就労選択支援を利用することとなります。就労継続支援A型を新たに利用する意向がある方、就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある方については、令和9年4月より利用することとなります。

次に対象者についてです。

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方、現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方が対象となります。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○実施主体

- ・ 就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業所であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものやこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業所。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等。

30

実施主体についてです。

就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業所であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものやこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業所が実施主体となります。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○従事者の人員配置・要件

- ・常勤換算で利用者数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合は就労移行支援等の職員および管理者を兼務できることとする。
- ・就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修または基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

31

従業者の人員配置・要件についてです。

常勤換算で利用者数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとします。ただし、就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務できることとします。

また、就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とします。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修または基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなします。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○支給決定期間

- ・ 1月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2月の支給決定を行う。
- ・ 就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。

32

支給決定期間についてです。

支給決定期間は1月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2月の支給決定を行います。

また、就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とします。

3 横断的な改定事項 (障がい児系)

33

次に、障がい児系サービス特有の改定事項のうち、横断的な事項を解説します。

3 横断的な改定事項（障がい児系）

○安全計画の策定

- ・計画策定のほか「従業者への安全計画周知」、「計画に係る従業者の研修及び訓練」、「保護者に対する計画の取り組み内容の周知」、「定期的な計画内容の見直し」が必要。

※こども家庭庁が作成した安全計画の様式及び記載例参照。

34

まずは、安全計画の策定についてです。

令和5年度に努力義務となっていた安全計画の策定が、令和6年度から義務化されました。

事業所ごとに「当該事業所の設備の安全点検、事業所外での活動等を含めた事業所での生活等における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練等についての計画」（通称、安全計画）を策定する必要があります。

そのほか、「従業者への安全計画周知」、「計画に係る従業者の研修及び訓練」、「保護者に対する計画の取り組み内容の周知」、「定期的な計画内容の見直し」も必要です。

安全計画に関するこども家庭庁作成の様式及び記載例の資料を福祉監査課ホームページに別途掲載しますので、併せて確認してください。

3 横断的な改定事項（障がい児系）

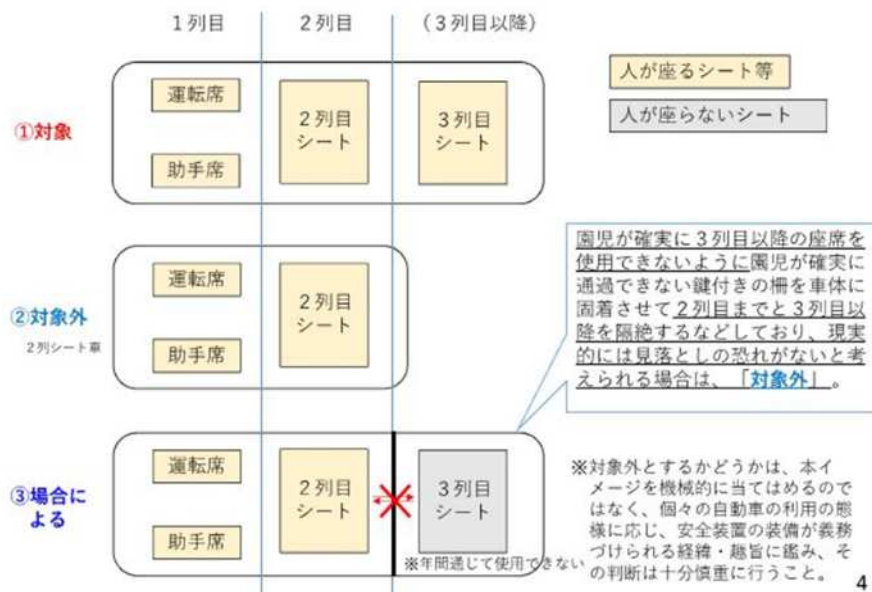
○自動車送迎時の所在確認・安全装置設置①

- ・「障がい児が乗降する際の点呼等による所在確認」、
「安全装置（ブザー等）設置による降車時の所在確認」が義務。

35

次に、自動車送迎時の所在確認、安全装置の設置についてです。
安全計画と同様に令和6年度から義務化された項目で、送迎や施設外活動での移動のために自動車を運行する場合に対象となります。
「障がい児が乗降する際の点呼等による所在確認」及び「安全装置（ブザー等）設置による降車時の所在確認」が義務となっています。

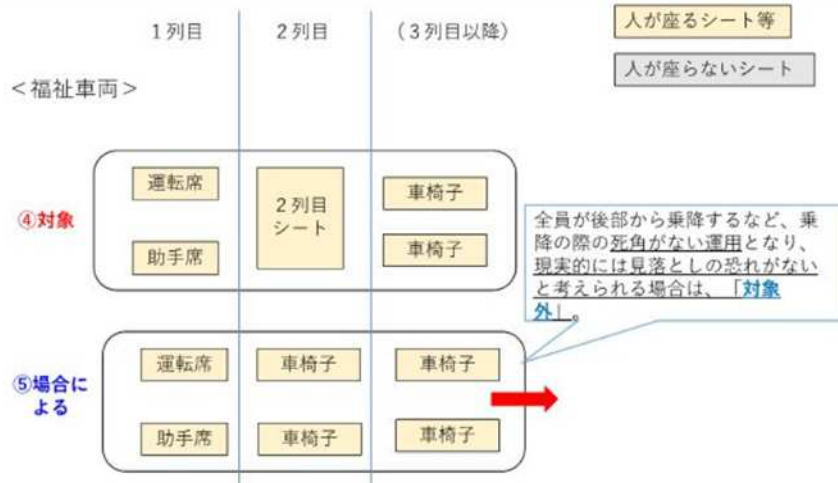
安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



※内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省作成

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会 資料より抜粋

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

5

37

※内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省作成
「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」資料より抜粋

4 障がい児系サービス 個別の改定事項

38

障がい児系サービスにおける個別の改定事項を説明します。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】

○インクルージョン推進及びインクルージョンの観点を踏まえた

個別支援計画作成

- ・障がい児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進し、その観点を踏まえた個別支援計画の作成が必要。

※こども家庭庁作成の計画書様式例等の資料あり。

39

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援におけるインクルージョンの推進及び観点を踏まえた個別支援計画の作成についてです。

サービスの利用により、併行通園や保育所等への移行等の地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進する必要があります。

そのために、事業所はインクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画を作成する必要があります。

こども家庭庁作成の計画作成のポイント、様式例、記載例等を記載した資料を福祉監査課ホームページに別途掲載しますので、詳しくはそちらを確認してください。

4 障がい児系個別の改定事項

【障害児相談支援】

○インクルージョン推進及びインクルージョンの観点を踏まえた

障害児支援利用計画作成

- ・通所系同様にインクルージョン推進及び観点を踏まえた計画作成が必要。

40

インクルージョンの観点は、通所系のサービスだけではなく、相談支援においても必要となります。

障害児相談支援の事業所においても、通所系同様に、インクルージョンの推進及びインクルージョンの観点を踏まえた障害児支援利用計画を作成してください。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス】

○5領域を踏まえた個別支援計画作成

- ・ 5領域：「健康・生活」
「運動・感覚」
「認知・行動」
「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」

※こども家庭庁作成の計画書様式例等の資料あり。

41

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービスにおける、5領域を踏まえた個別支援計画の作成についてです。

記載のとおり、5領域とは「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5つを指します。この5領域の観点から踏まえた個別支援計画を作成する必要があります。

こちらについても、先ほどのインクルージョンの説明の際のこども家庭庁資料に記載があります。支援内容がどの領域に当てはまるかを明記した記載例等もありますので、参考としてください。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス】

○支援プログラムの作成・公表

- ・ 5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成。

※こども家庭庁作成の手引き、様式例の資料あり。

42

引き続き、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービスにおける、支援プログラムの作成・公表についてです。

先ほどの5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表が必要となります。

こちらについても、こども家庭庁作成の支援プログラム作成の手引きやエクセルの様式例がありますので、福祉監査課ホームページに別途掲載します。参考としてください。

なお、支援プログラムの作成・公表が未実施の場合は、令和7年度から「支援プログラム未公表減算」が適用となりますので、早めの対応をお願いします。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○自己評価・保護者評価の充実

- ・「事業所の従事者」による評価を追加。
- ・自己評価等の結果を保護者にも示すこと。

※国の様式例あり。

43

児童発達支援、放課後等デイサービスにおける、自己評価・保護者評価の充実についてです。

これらのサービスには今までも自己評価等に関する基準はありましたが、報酬改定により内容が追加されました。

まず、自己評価を行うにあたっては、事業所の従業者による評価も受けなければならないこととされました。

この自己評価とともに、保護者による評価を受けて、その改善を図る必要があります。

また、今までも概ね1年に1回以上、評価の内容並びに改善結果をインターネット等で公表する必要がありましたが、それに加えて、評価結果等を保護者にも示さなければならないこととされました。

インターネット等で公表するだけでなく、保護者にも評価結果を確実に示すよう措置を講じてください。

これについても国の様式例がありますので、福祉監査課ホームページに別途掲載します。参考としてください。

なお、自己評価結果等が未公表の場合は、平成31年4月1日から適用されている「自己評価結果等未公表減算」の対象となりますので、注意してください。

4 障がい児系個別の改定事項

【保育所等訪問支援】

○個別支援計画作成会議における訪問先施設担当者の招集

- ・サービス担当者会議において、訪問先施設の担当者の招集・参加が必要。

保育所等訪問支援の個別支援計画作成会議における、訪問先施設担当者の招集についてです。

保育所等訪問支援計画を作成するにあたって、計画作成プロセスの一環として計画原案に対する意見を求めるサービス担当者会議に、訪問先施設の担当者も招集することが義務化されました。

4 障がい児系個別の改定事項

【保育所等訪問支援】

○自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

- ・「事業所の従事者による評価を受けた上での自己評価」
- ・「保護者による評価」
- ・「訪問先施設による評価」

上記3点の評価実施及び公表が必須。 ※国の様式例あり

45

引き続き、保育所等訪問支援における、自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入です。

児童発達支援や放課後等デイサービスとは違い、保育所等訪問支援の自己評価等は新設された基準となります。

事業所の従事者による評価を受けた上での自己評価や保護者評価については、児童発達支援等と変わりません。

それに加えて、保育所等訪問支援は、事業所の訪問支援員がサービスを行うにあたって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けなければなりません。

公表についても、概ね1年に1回以上インターネット等で公表するほか、保護者や訪問先施設に対しても評価結果を示さなければなりません。

これについても国の様式例がありますので、福祉監査課ホームページに別途掲載します。参考としてください。

なお、児童発達支援等と同様の「自己評価結果等未公表減算」が、保育所等訪問支援では令和7年度から適用開始となります。注意してください。

4 障がい児系個別の改定事項

【障害児入所施設】

○15歳以上の利用者の移行支援計画作成

- ・15歳以上に達した入所児童について、移行支援計画作成。

※移行支援計画とは？

早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した障がい児について、将来、地域や障害者施設等適切な移行先に移行できるよう、個々の障がい児ごとに作成する個別の計画。

46

最後に、障害児入所施設における15歳以上の利用者の移行支援計画作成についてです。

15歳以上の入所児童について、適切な移行を進める観点から、移行支援計画作成する必要があります。

基本的に入所支援計画の規定を準用して作成するため、アセスメント、原案作成、原案に対するサービス担当者会議、モニタリング等の一連の計画作成プロセスが必要となります。

当計画に基づき、適切に移行支援を進めてください。

おわりに

- ・ 減算が多く追加されているので注意すること。減算に該当することが判明した場合は、速やかに対応すること。
- ・ 適宜、国の報酬改訂概要やQAの資料も確認すること。

47

以上で一通りの解説を終了します。
最後に、注意事項を何点かお伝えします。

1点目は減算についてです。
今回の報酬改定では、業務継続計画未策定減算や虐待防止措置未実施減算等、多くの減算が追加されました。
自己点検等で減算事由に該当していることが判明した場合は、速やかに過去の報酬請求分の過誤調整や減算措置等を講じてください。
減算に該当していることを認識しながら措置を講じなかった場合、不正請求と見なされ、行政処分の対象となる可能性があります。
くれぐれも注意してください。

2点目は国の各種資料についてです。
先ほども何度かお伝えした国の様式例等と同様に、国の報酬改定概要やQAをまとめたホームページへのリンクを、福祉監査課ホームページに掲載しました。今回お伝えしていない内容についても、各自で適宜確認をお願いします。

以上で、「令和6年度報酬改定の主な内容（基準改定・減算）」の解説を終了します。
次の動画では、主に報酬等を中心に、問い合わせが多い事項や注意事項について、新潟市障がい福祉課より解説します。各サービス毎に分かれていますので、各自

で当てはまるものを受講してください。
本動画と一部重複している項目もありますが、復習の意味も兼ねて確認してください。

なお、集団指導の実施通知にも記載されておりますが、全ての動画視聴及び自己点検を終了した後は、令和6年12月27日までに、全ての事業所が「新潟市オンライン申請システム（e-Niigata）」により受講報告を行ってください。
期限までに受講報告が無い場合は、当集団指導を受講したとは見なさず、運営指導等の優先対象となりますので、ご注意ください。



長時間にわたるご視聴、お疲れ様でした。